

# 南丹市公営企業経営健全化計画

(上水道事業)

(平成21年度～平成25年度)

平成21年11月

上下水道部 上水道課

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：上水道会計

|         |             |                    |   |
|---------|-------------|--------------------|---|
| 事業名     | 末端給水事業      |                    |   |
| 事業開始年月日 | 昭和34年11月16日 | 地方公営企業法の適用・非適用     | <input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用 |
| 団体名*    | 南丹市         | 職員数* (H21. 4. 1現在) | 7   |
| 構成団体名   |             |                    |   |

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

## 2 財政指標等

|            |              |                 |             |
|------------|--------------|-----------------|-------------|
| 資本費        | 100.5円（18年度） | 公営企業債現在高（百万円）   | 1,951（20年度） |
| 累積欠損金（百万円） | 0（年度）        | 利益剰余金又は積立金（百万円） | 377（20年度）   |
| 不良債務（百万円）  | 0（年度）        | 財政力指数*          | 0.323（18年度） |
| 資金不足比率（%）  | 0（年度）        | 実質公債費比率*（%）     | 17.7（19年度）  |
|            |              | 経常収支比率*（%）      | 92.4（18年度）  |

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容<br><input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容<br><input type="checkbox"/> 該当なし |
| [合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町及び北桑田郡美山町] 但し、公営企業法適用の上水道会計については、園部町、八木町のみ。   |

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

| 区分       | 内容   |
|----------|--|
| 計画名      | 南丹市上水道事業経営健全化計画  |
| 計画期間     | 平成21年度から平成25年度   |
| 計画策定責任者  | 南丹市長 佐々木 稔納  |
| 既存計画との関係 | 南丹市行政改革実施プラン（平成19年度から平成23年度）                                   |
| 公表の方法等   | 平成21年12月に市議会産業建設常任委員会へ報告予定<br>南丹市ホームページに掲載                     |
| 基本方針     | 料金収入の低下が見込まれる厳しい財政状況の中で、元利償還金のピークを迎える平成24年度に向けて維持管理経費等の見直しを図る。 |

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

| 区 分       |         | 年利5%以上6%未満 | 年利6%以上7%未満 | 年利7%以上 | 合 計  |
|-----------|---------|------------|------------|--------|------|
| 旧資金運用部資金  | 繰上償還希望額 | 38.1       |            |        | 38.1 |
|           | 補償金免除額  | 6.8        |            |        | 6.8  |
| 旧簡易生命保険資金 | 繰上償還希望額 |            |            |        |      |

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

| 事業債名                      |        | 年利5%以上6%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利7%以上<br>(平成21年度末残高) | 合 計    |
|---------------------------|--------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|--------|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債     | 上水道事業債 | 38,014                    |                           |                       | 38,014 |
|                           |        |                           |                           |                       |        |
|                           |        |                           |                           |                       |        |
| 合 計 (A)                   |        | 38,014                    |                           |                       | 38,014 |
| ※上記のうち<br>一般会計負担分<br>(再掲) |        |                           |                           |                       |        |
|                           |        |                           |                           |                       |        |
|                           |        |                           |                           |                       |        |
| 合 計 (B)                   |        |                           |                           |                       |        |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)       |        | 38,014                    |                           |                       | 38,014 |

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

| 事業債名                      |  | 年利5%以上6%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満<br>(平成21年度末残高) | 年利7%以上<br>(平成21年度末残高) | 合 計 |
|---------------------------|--|---------------------------|---------------------------|-----------------------|-----|
| 公<br>営<br>企<br>業<br>債     |  |                           |                           |                       |     |
|                           |  |                           |                           |                       |     |
|                           |  |                           |                           |                       |     |
| 合 計 (A)                   |  |                           |                           |                       |     |
| ※上記のうち<br>一般会計負担分<br>(再掲) |  |                           |                           |                       |     |
|                           |  |                           |                           |                       |     |
|                           |  |                           |                           |                       |     |
| 合 計 (B)                   |  |                           |                           |                       |     |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B)       |  |                           |                           |                       |     |

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

| 区 分    | 内 容  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |
|--------|--|------|---|------|---|------|--|------|--|------|--|
| 財務上の特徴 | <p>南丹市の人口集中地である中心部及びその近隣を上水道事業会計（法適）で行い、上水道区域以外の地域を簡易水道事業特別会計（法非適）により事業運営している。</p> <p>歳入については、南丹市の人口集中地域にあるものの給水件数は微増加しているが、有収水量が伸び悩んでいる状況にあり料金収入が減少傾向にある。</p> <p>歳出については、施設整備事業（第二次拡張事業）が完了することにより今後維持管理が中心となるが、維持管理費用が増加傾向にある。</p> <p>借入資本が24%を占めており平成24年度から償還金のピークを迎えることとなる。</p>  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |
| 経営課題   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="422 674 619 719">課題 ①</td> <td data-bbox="619 674 1461 831">維持管理費等のコストの節減<br/>歳入の減少が見込まれるなかで、同一規模の施設を維持しようとした場合には、コストの節減等が必須であるため。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 831 619 875">課題 ②</td> <td data-bbox="619 831 1461 1043">料金水準の適正化<br/>合併協議により、「当分の間（5年以内）は現行の料金体系とする。」とされており、平成21年度に水道審議会を開催し、新料金体系を整えた。平成21年10月以降、南丹市の水道料金を統一した料金改定を実施するが有収水量の伸び悩みにより増収は見込めない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1043 619 1088">課題 ③</td> <td data-bbox="619 1043 1461 1211"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1211 619 1256">課題 ④</td> <td data-bbox="619 1211 1461 1379"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1379 619 1424">課題 ⑤</td> <td data-bbox="619 1379 1461 1547"></td> </tr> </table> | 課題 ① | 維持管理費等のコストの節減<br>歳入の減少が見込まれるなかで、同一規模の施設を維持しようとした場合には、コストの節減等が必須であるため。 | 課題 ② | 料金水準の適正化<br>合併協議により、「当分の間（5年以内）は現行の料金体系とする。」とされており、平成21年度に水道審議会を開催し、新料金体系を整えた。平成21年10月以降、南丹市の水道料金を統一した料金改定を実施するが有収水量の伸び悩みにより増収は見込めない。 | 課題 ③ |  | 課題 ④ |  | 課題 ⑤ |  |
| 課題 ①   | 維持管理費等のコストの節減<br>歳入の減少が見込まれるなかで、同一規模の施設を維持しようとした場合には、コストの節減等が必須であるため。  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |
| 課題 ②   | 料金水準の適正化<br>合併協議により、「当分の間（5年以内）は現行の料金体系とする。」とされており、平成21年度に水道審議会を開催し、新料金体系を整えた。平成21年10月以降、南丹市の水道料金を統一した料金改定を実施するが有収水量の伸び悩みにより増収は見込めない。  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |
| 課題 ③   |  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |
| 課題 ④   |  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |
| 課題 ⑤   |  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |
| 留意事項   |  |      |   |      |   |      |  |      |  |      |  |

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

|                         |                 | 平成16年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成19年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成20年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 平成21年度<br>(計画初年度) | 平成22年度<br>(計画第2年度) | 平成23年度<br>(計画第3年度) | 平成24年度<br>(計画第4年度) | 平成25年度<br>(計画第5年度) |      |
|-------------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------|
| 資金不足比率                  | (%) (再掲)        | 0                          | 0                          | 0                          | 0                          | 0                           | 0                 | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |      |
| 料金回収率*                  | (%)             | 100.70                     | 111.29                     | 111.75                     | 109.76                     | 104.97                      | 104.32            | 105.99             | 107.10             | 107.80             | 108.35             |      |
| 総収支比率(法適用)              | (%)             | 112.94                     | 118.17                     | 115.52                     | 114.56                     | 109.29                      | 108.50            | 110.25             | 111.39             | 112.11             | 112.67             |      |
| 経常収支比率(法適用)             | (%)             | 112.94                     | 118.17                     | 115.52                     | 114.56                     | 109.29                      | 108.50            | 110.25             | 111.39             | 112.11             | 112.67             |      |
| 営業収支比率(法適用)             | (%)             | 119.88                     | 131.00                     | 130.46                     | 129.25                     | 122.50                      | 121.36            | 121.98             | 122.76             | 122.96             | 122.89             |      |
| 累積欠損金比率(法適用)            | (%) (再掲)        | 0.00                       | 0.00                       | 0.00                       | 0.00                       | 0.00                        | 0.00              | 0.00               | 0.00               | 0.00               | 0.00               |      |
| 収益的収支比率(法非適用)           | (%) (再掲)        | 95.56                      | 98.58                      | 94.87                      | 96.17                      | 91.82                       | 83.75             | 92.27              | 92.70              | 90.85              | 90.81              |      |
| 不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) | (%) (再掲)        | 0.00                       | 0.00                       | 0.00                       | 0.00                       | 0.00                        | 0.00              | 0.00               | 0.00               | 0.00               | 0.00               |      |
| 繰入金比率                   | 収益的収入分          | (%)                        | 3.26                       | 2.76                       | 1.39                       | 1.23                        | 1.21              | 1.25               | 1.39               | 1.38               | 1.37               | 1.32 |
|                         | うち基準内繰入金        | (%)                        | 1.42                       | 1.32                       | 1.33                       | 1.23                        | 1.21              | 1.25               | 1.39               | 1.38               | 1.37               | 1.32 |
|                         | うち基準外繰入金        | (%)                        | 1.84                       | 1.44                       | 0.06                       | 0.00                        | 0.00              | 0.00               | 0.00               | 0.00               | 0.00               | 0.00 |
|                         | うち料金収入に計上すべき繰入等 | (%)                        |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
|                         | うち赤字補てん的なもの     | (%)                        |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |
|                         | 資本的収入分          | (%)                        | 4.92                       | 5.12                       | 2.00                       | 1.35                        | 2.30              | 3.72               | 4.60               | 4.69               | 4.78               | 4.87 |
|                         | うち基準内繰入金        | (%)                        | 2.50                       | 3.00                       | 1.15                       | 1.35                        | 2.30              | 3.72               | 4.60               | 4.69               | 4.78               | 4.87 |
|                         | うち基準外繰入金        | (%)                        | 2.42                       | 2.12                       | 0.85                       | 0.00                        | 0.00              | 0.00               | 0.00               | 0.00               | 0.00               | 0.00 |
| うち赤字補てん的なもの             | (%)             |                            |                            |                            |                            |                             |                   |                    |                    |                    |                    |      |

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

| 条件項目                      | 収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)   |
|---------------------------|--|
| 1 料金設定の考え方、料金収入の見込み       | 料金設定は合併協議により、「当分の間(5年以内)」は現行の料金体系とする。」とされてきた。平成20年度開催の水道審議会により南丹市内の上水道区域、簡易水道区域全ての料金の統一を図ることが決定し、平成21年10月から施行される。上水道区域内の新料金については、現水道料金の体系が基本となっており料金の増収は見込めない。         |
| 2 他会計繰入金の見込み              | 他会計繰入金は総務省通知による基準内のみの繰入を基準とする。(消火栓等に要する経費・統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費)<br>消火栓等に要する経費の繰入基準は直近の平成20年度繰入基準に基づいて見込み額を算出している。  |
| 3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み | 継続事業が平成21年度で完了となり、本計画時点では以降の大規模投資の計画はしていないので見込なしとしている。また、簡易水道の上水道への統合についても事業統合又は会計統合のどちらか等検討中のため記載していない。資産売却については、売却可能資産がないため見込なしとしている。                                |
| 4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  | 物価変動をするもの等の算定は困難であるため平成19年度決算又は平成20年度決算見込額を一部見直ししてスライド算出しており平成21年度以降は同額を基本としている。ただし、金額の確定しているもの及び見込み額算出可能なものは見込み額で算出している。<br>繰上償還に係る当該年度の元金の増加、翌年度以降の利子の減額は見込んで記載している。 |

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。



#### IV 経営健全化に関する施策

| 項 目                                  | IIの課題番号 | 具 体 的 内 容  |
|--------------------------------------|---------|--|
| 1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減          |         | 「南丹市職員定員適正化計画(H19.4.1～H24.4.1)」において南丹市全体で5か年で38名を削減する計画を策定している。上水道事業部門職員配置については、合併時に抑制された人員配置となっている。   |
| ○ 地方公務員の職員数の純減の状況                    |         | 南丹市全体では国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき策定された南丹市職員定員適正化計画(H19.4.1～H24.4.1)において、南丹市全体で38名(8.2%)の削減目標を掲げている。しかし、南丹市上水道事業については、市合併時の職員配置人員が水道施設維持管理上最低限必要な職員数であるためこれ以上の減員は行わない。南丹市全体では、平成19年4月現在465名の職員を平成20年度13名削減、平成21年度16名削減した。目標年度(平成24年)の38名削減計画に対する達成度は平成22年4月現在で76.3%である。 |
| ○ 給与のあり方                             |         | 平成18年4月1日の南丹市のラスパイレズ指数は86.7で京都府内の他市と比較しても最低、全国的にも極めて低い給与水準である。   |
| ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 |         | 平成19年1月1日に国家公務員と同様の給与構造改革を実施し、給与の見直しをおこなった。  |
| ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方       |         | 技能労務職員はなし。   |
| ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方                     |         | 退職時特別昇給制度はなし。  |
| ◇ 福利厚生事業のあり方                         |         | 職員厚生については、京都市市町村職員厚生会に加入し、各福利厚生事業を実施している。市独自の職員互助会への補助金等は支出していない。  |
| 2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等  |         |  |
| ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組            | ①       | 維持管理費等の削減が必要であり、維持管理等に係る委託業務の見直しを行い、可能なものを一括発注しながら経費の削減を図っている。有収率が81%前後と低い状況にあることから、有収率向上に向けた漏水調査の実施及び修繕工事を実施している。   |
| ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用          |         | 合併以前より水道検針業務を民間(個人)へ委託している。  |

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

| 項 目  | IIの課題番号 | 具 体 的 内 容   |
|--|---------|---|
| 3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保<br><br><input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組  | ②       | 南丹市の水道料金の統一を図ることが南丹市合併時に決まっており平成20年度に南丹市水道審議会を開催し、水道料金の統一に向け協議を重ねた。平成21年度10月から料金改定することが決定し現在事務を進めている。   |
| 4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入<br><br><input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開<br><br><input type="checkbox"/> 行政評価の導入 |         | <input type="checkbox"/> 広報誌やホームページで積極的に情報公開を行っていく。<br><br><input type="checkbox"/> 南丹市行政改革推進計画に基づき、市が実施する施策や事業の評価について、事業の目的や必要性、その効果等を明確にし、要否も含めた見直しのきっかけづくりとして行政評価を実施することとしました。 |
| 5 その他  |         |   |

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

| 課題                        | 取組み及び目標  |
|---------------------------|--|
| 1 職員数の純減や人件費の総額の削減        | 平成19年4月に南丹市職員定員適正化計画を策定したが南丹市が合併した平成18年1月の時点で職員配置定数を見直し削減しており、現在配置の職員数は南丹市職員定員適正化計画を満たした職員数である。  |
| 2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 | 繰越欠損金は発生していない。   |
| 3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等      | 他会計繰入金は総務省通知による基準内繰入のみを基本とする。(消火栓等に要する経費・統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費)   |
| 4 その他                     | 維持管理費等の抑制を実施する。臨時職員雇止めを平成22年10月から実施する。公用車の使用状況等を精査した結果、維持経費について上水道会計から簡易水道会計へ振り替える。水道料金納付書、封筒等印刷物の部数を一度に大量発注することによりコストの軽減を図る。参考図書等事務用品の購入を必要最低限に抑え無駄な経費の支出を抑制する。<br>有収率の向上を図るため漏水調査等を行い、計画的な修繕工事を実施することにより有収率の向上、維持管理経費の抑制を図る。 |

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

| 課題             | 目標又は実績 | 平成16年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成19年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成20年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 計画前5年間<br>実績 | 平成21年度<br>(計画初年度) | 平成22年度<br>(計画第2年度) | 平成23年度<br>(計画第3年度) | 平成24年度<br>(計画第4年度) | 平成25年度<br>(計画第5年度) | 計画合計 | (単位:百万円、%) |
|----------------|--------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------|------------|
| <b>【収入の確保】</b> |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 料金改定率          |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額(料金の適正化)※1  |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 未収金の徴収対策       |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 一般会計負担金の額      |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額(負担金の確保等)   |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 資産の有効活用        |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額(収入増額)      |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| その他( )         |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| <b>【経費の削減】</b> |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 職員給与費の適正化      |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 職員給与費(退職手当以外)  |        | 57                         | 51                         | 30                         |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額            |        |                            | 6                          | 21                         |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 給与水準           |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| その他( )         |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 職員給与費(退職手当)    |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 職員数(人)         |        | 10                         | 10                         | 6                          | 6                          | 7                           |              | 7                 | 7                  | 7                  | 7                  | 7                  | 7    |            |
| 削減率            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 維持管理費等         |        | 105                        | 100                        | 99                         | 91                         | 89                          |              | 86                | 83                 | 81                 | 81                 | 81                 | 81   |            |
| 改善額(適正化)       |        |                            | 5                          | 1                          | 8                          | 2                           |              | 3                 | 6                  | 8                  | 8                  | 8                  | 8    |            |
| 工事コスト※2        |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額(削減額)       |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      | 33         |
| その他( )         |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 累積欠損金比率        |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 削減率            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 企業債現在高         |        | 1955                       | 1877                       | 2096                       | 2024                       | 1951                        |              | 1837              | 1764               | 1688               | 1601               | 1512               | 1512 |            |
| 削減率            |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 計画前5年間改善額 合計   |        |                            |                            |                            |                            |                             | 16           |                   |                    |                    |                    |                    |      |            |
| 改善額 合計         |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      | 33         |
| (参考) 補償金免除額    |        |                            |                            |                            |                            |                             |              |                   |                    |                    |                    |                    |      | 7          |

注1 「課題」欄については、「1. 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。  
 注2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。  
 注3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。  
 注4 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの削減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。  
 注5 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。  
 注6 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

|                             | 平成16年度<br>(計画前5年度)<br>(決算) | 平成17年度<br>(計画前4年度)<br>(決算) | 平成18年度<br>(計画前3年度)<br>(決算) | 平成19年度<br>(計画前々年度)<br>(決算) | 平成20年度<br>(計画前年度)<br>(決算見込) | 平成21年度<br>(計画初年度) | 平成22年度<br>(計画第2年度) | 平成23年度<br>(計画第3年度) | 平成24年度<br>(計画第4年度) | 平成25年度<br>(計画第5年度) |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 給水人口 (千人)                   | 20                         | 20                         | 20                         | 20                         | 20                          | 20                | 20                 | 20                 | 20                 | 20                 |
| 年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )  | 2342.58                    | 2393.61                    | 2366.79                    | 2371.71                    | 2336.32                     | 2000              | 2000               | 2000               | 2000               | 2050               |
| 公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)  | 13100                      | 13100                      | 13100                      | 13100                      | 13100                       | 13100             | 13100              | 13100              | 13100              | 13100              |
| 1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日) | 7365                       | 8803                       | 9471                       | 11134                      | 9092                        | 9000              | 9000               | 9000               | 9000               | 9000               |
| 最大稼働率 (%)                   | 67.0                       | 67.2                       | 72.3                       | 84.99                      | 69.4                        | 68.7              | 68.7               | 68.7               | 68.7               | 68.7               |
| 供給単価 (円/m <sup>3</sup> )    | 173.98                     | 174.07                     | 173.83                     | 174.01                     | 174.11                      | 200.44            | 200                | 200                | 200                | 195.12             |
| 給水原価 (円/m <sup>3</sup> )    | 172.78                     | 156.41                     | 155.54                     | 158.53                     | 165.87                      | 192.15            | 188.7              | 186.74             | 185.53             | 180.08             |

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成21年度において各種調査等を実施し、統合に向けての結論を出していく。現状では南丹市の地理的状況から現状の施設管理が必要である。